

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年5月1日（令和5年（行情）諮問第355号）

答申日：令和6年7月3日（令和6年度（行情）答申第225号）

事件名：特定番号の労災補償給付審査請求事件に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年11月24日付け和労発基1124第4号により和歌山労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示されていない文書及びその文字の開示を求めるものである。

- (1) 決定通知書を受け、労働局3F情報公開係より非開示と説明を受け、行政行為に当たらないと拒絶されたが、対象事業者や個人はその経済的損失を受けていると認められるため。
- (2) 本件処分により、審査請求人は、法的権利又は利益を侵害されている。
- (3) その対象に行政上の公文書も含まれるため開示すべき公文書である。安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがなく、その日本国民やその国内事業者の説明する義務がある。

申請者にとって対象を特定する存在文書であり公開性の向上と構成の確保は図られず損なわれている。以上の点から、本件開示請求を求めるため、審査請求を提起した。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年10月19日付け（同月28日受付）で、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、「特定番号に係る行政文書（審査会及び処分庁が提出した資料（1）～（24）及び審査官が収集した資料（1）～（12）」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が令和4年11月24日付け和労発基1124第4号により不開示決定（以下「原処分」という。）を行ったところ、請求人がこれを不服として、その取消しを求め、同年12月9日付け（同月22日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、本件請求文書の存否を明らかにせず、不開示とした原処分は妥当でなく、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、特定の個人の情報が明らかになるとしているが、本件開示請求は、特定個人の氏名ではなく、特定番号を指定して行われていることから、その存否を答えるだけで、特定の個人の情報が明らかになるとはいえない。

したがって、本件存否情報は、法5条1号に該当せず、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当でない。

(2) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる文書である。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

(ア) 文書番号1ないし37の不開示部分には、特定個人の氏名、署名、印影、生年月日等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人を識別できるものであるため、当該情報は、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号1ないし37の不開示部分には、特定労働基準監督署の調査官及び和歌山労働者災害補償保険審査官が、労災請求に係る調査を行った内容及び特定個人等から提供された労災請求人に関する情報等が含まれている。これらの情報は、公にされた場合、労災請求

に係る特定の情報が明らかになることで特定個人の権利利益が害されるおそれがあること、また提供者が不当な干渉を受けること等が懸念され、仮に個人を識別することができない情報であったとしてもなお個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書番号23及び文書番号24の不開示部分は、本件決定書に係る労災請求に対する処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づく依頼文書及び医師が作成した意見書の内容である。これらの情報は、公にされた場合、当該医師が不当な干渉をうけることが懸念され、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 文書番号1ないし13, 15ないし37の不開示部分には、特定年月日に関する情報が含まれている。特定の個人が特定年月日の事件に関係しているという事実は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(オ) 文書番号1ないし5, 8ないし13, 15ないし27, 29ないし30の不開示部分には、特定労働基準監督署名及び当該特定労働基準監督署の要請を受けて資料等を提出した行政機関等の名称等に関する情報が含まれている。これらの情報が公にされた場合は、管轄する事業場が特定され、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかとなるおそれがあるところ、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

また、特定労働基準監督署の職員の氏名についても、市販されている職員録と照合することで労働基準監督署名が明らかとなることから、上記と同様のおそれを生じさせるものと認められるため、公務員の氏名については、通例、法5条1号ただし書イに該当するものとして開示するところであるが、本件においては個人の権利利益を害することとなるため、不開示とすることが妥当である。

(カ) 文書番号1, 3ないし11, 17, 18, 20ないし22, 25ないし27, 29ないし36の不開示部分は、特定事業場に関する情報が含まれている。事業場名等が公にされた場合は、特定の個人が

労災請求を行っている事実が明らかとなるおそれがあることから、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

(ア) 文書番号6, 7, 33の不開示部分は、特定事業場の印影である。

印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が公にされた場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号4ないし7, 15, 16, 21, 22, 25, 33, 34の不開示部分は、特定事業場の業務内容や労災請求に係る被災状況及び関係資料等に関する情報であり、一般に公にしていない内部管理情報である。これらの情報は、公にされた場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号該当性

文書番号11, 14の不開示部分は、行政機関のシステムに係る情報(ユーザーID等)であって、これらの情報は、公にすることにより当該事務の性質上、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号柱書き該当性

(ア) 文書番号36の不開示部分は、和歌山労働者災害補償保険審査官が、本件決定書に係る審査請求に対する処分を行うに当たり、特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が公にされた場合には、個人の権利利益を害するおそれがあることは上記で述べたところである。

加えて、これらの情報を公にするとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係について客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報が公にされた場合には、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書番号23及び24の不開示部分は、本件決定書に係る労災請求に対する処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づく依頼文書及び医師が作成した意見書の内容であり、これらの情報が公にされた場合には、個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が特定個人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することを躊躇し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係について客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報が公にされた場合には、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書番号4ないし7, 15, 16, 21, 22, 25, 33, 34の不開示部分は、特定事業場の業務内容等に関する情報であり、一般には公開していない内部情報である。これらの情報が公にされた場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合は、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係を把握することが困難となる。

したがって、これらの情報が公にされた場合には、公正で適正な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした本件対象文書のうち、理由説明書別表の「左欄のうち新たに開示する部分」に掲げる部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、開示することが妥当である。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、種々、申し述べているが、原処分
の妥当性については上記（1）のとおりであり、また、特定した本件対
象文書に係る不開示情報該当性については、上記（3）で説明したとお
りである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、理由説明書別表に掲げる文書
番号1ないし37の行政文書を本件対象文書として特定した上で、上記3
（4）で開示するとした部分について新たに開示し、その余の部分につい
ては、不開示情報の適用条項について法5条第1号、2号イ、4号及び6
号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和5年5月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和6年5月23日 | 審議 |
| ④ | 同年6月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件請求文書について、その存否を答
えるだけで開示することとなる情報は、法5条1号に該当するとして、そ
の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行ったところ、審
査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、その存否を明らかにし、本件対
象文書を特定した上で、別表の2欄に記載する部分を開示することとする
が、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、法の
適用条項を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに改めた上で、不開
示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した
結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開
示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 理由説明書（上記第3の3（1）及び（2））の記載及び当審査会事
務局職員をして説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象
文書を特定した理由について、以下のとおり説明する。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、特定の個人の情報が
明らかになるとしているが、本件開示請求は、特定個人の氏名ではなく、
特定番号を指定して行われていることから、その存否を答えるだけで、

特定の個人の情報が明らかになるとはいえない。このため、和歌山労働局において当該特定番号の審査請求に関する文書を探索したところ、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）38条に基づき行われた審査請求に関する文書の存在が確認された。これらは、審査請求人が開示を求める別紙の1に掲げる本件請求文書に該当する文書であり、具体的には、別紙の2に掲げる本件対象文書である。また、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は発見されておらず、これを保有していない。

- (2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、諮問庁の説明のとおり、本件対象文書は、和歌山労働者災害補償保険審査官が審査を行うに当たり収集した、特定番号に関する事件の資料であることが認められる。また、審査請求人が番号で指定した文書が特定されていることから、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

したがって、諮問庁が、本件請求文書に該当するものとして、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であると認められる。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

文書番号30、文書番号33ないし文書番号35、文書番号37の不開示維持部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、受付印の一部である。当該部分に記載された、本件審査請求事件の番号は、本件開示請求において特定された番号であり、審査請求人が推認できるものと認められる。また、労働局名及び「審査官」の記載も同様に、本件開示請求及び理由説明書別表の記載から、審査請求人が推認できるものと認められる。

当該部分のうち、「審査官」の記載は、労働局名と合わせて見ると、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当するが、公務員の職務の遂行に係る情報のうちの職名であり、同号ただし書ハに該当する。本件審査請求事件の番号には、特定の個人が識別できる情報が記載されているとは認められない。

また、当該部分には特定の事業場に関する情報は含まれていないことから、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法5条1号該当性

(ア) 文書番号 1 ないし文書番号 3 7 のうち、特定個人の氏名、署名、印影、生年月日等個人に関する情報

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 6 条 2 項に基づく部分開示の余地もない。

(イ) 文書番号 1 ないし文書番号 3 7 のうち、特定労働基準監督署の調査官及び和歌山労働者災害補償保険審査官が、本件労災請求に係る調査を行った内容及び特定個人等から提供された労災請求人に関する情報等

当該部分は、これを公にすると、労災請求に係る特定の情報が明らかになることで、特定個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、法 5 条 1 号本文後段に該当するものと認められる。また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(ウ) 文書番号 1 ないし文書番号 3 7 (文書番号 1 4 を除く) のうち、本件審査請求事件に関連する特定年月日に関する情報

当該部分は、これを公にすると、特定の個人が当該特定年月日の事件に関係しているという事実が明らかになるおそれがあると認められ、法 5 条 1 号本文後段に該当するものと認められる。また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(エ) 文書番号 1 ないし文書番号 5、文書番号 8 ないし文書番号 1 3、文書番号 1 5 ないし文書番号 2 7、文書番号 2 9 ないし文書番号 3 0 のうち、特定労働基準監督署名及び資料を提出した行政機関の名称等に関する情報

当該部分は、これを公にすると、特定労働基準監督署名及び行政機関の名称から管轄する事業場が特定され、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかになるおそれがあると認められ、法 5 条 1 号本文後段に該当するものと認められる。また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(オ) 文書番号 1、文書番号 3 ないし文書番号 1 1、文書番号 1 7、文書番号 1 8、文書番号 2 0 ないし文書番号 2 2、文書番号 2 5 ないし文書番号 2 7、文書番号 2 9 ないし文書番号 3 6 のうち、本件労災請求に関連する特定事業場に関する情報

当該部分は、これを公にすると、特定の個人が労災請求を行っている事実が明らかになるおそれがあると認められ、法 5 条 1 号本文

後段に該当するものと認められる。また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

(カ) したがって、これらの部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

文書番号6，文書番号7，文書番号15，文書番号16，文書番号21，文書番号22，文書番号25，文書番号33の不開示維持部分のうち，別表の4欄に掲げる部分を除く部分には，本件労災請求に関連する特定事業場の業務内容や関係資料等が含まれており，これらは一般に公にしていない内部管理情報であると認められる。

当該部分は，これを公にすると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，これらの部分は，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

文書番号15，文書番号16，文書番号21ないし文書番号25，文書番号33，文書番号36の不開示維持部分のうち，別表の4欄に掲げる部分を除く部分には，本件決定書に係る労災請求に対する処分を行うに当たり，特定労働基準監督署の調査官が特定個人から聴取した内容，及び本件決定書に係る労災請求に対する処分を行う特定労働基準監督署の調査官及び和歌山労働者災害補償保険審査官からの要請に基づき特定事業場等から提出された資料及び医師が作成した意見書の内容が記載されている。

当該部分は，これを公にすると，関係者からの信頼を失い，本件労災請求に関連する特定個人や医師等の関係者が，今後，労働基準監督機関に対して率直な意見や医学的見解等を申述することをちゅうちょするなど，当該機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，これらの部分は，法5条6号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は，法5条1号に該当するとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について，諮問庁がその存否を明らかにした上で，本件対象文書を特定し，その一部を同条1号，2号

イ、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、和歌山労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であり、不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

特定番号に係る行政文書（審査会及び原処分庁が提出した資料（１）～（２４）及び審査官が収集した資料（１）～（１２））

2 本件対象文書

和歌山労働者災害補償保険審査官が、特定の個人が労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）３８条に基づき行った審査請求について、審査を行うに当たり、労災請求に係る調査を行った内容及び特定個人等から提供された労災請求人に関する情報を収集した資料（別表に掲げる文書番号１ないし３７の行政文書）

別表

1 文書番号, 文書名, 頁			2 諮問庁が新たに開示すべきとしている部分	3 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の法5条該当号	4 2欄に加えて開示すべき部分
1	乙第1号証	1～4	受付印（監督署名及び日付部分を除く。）	1号	—
2	乙第2号証	1	—	1号	—
3	乙第3号証	1～4	様式部分すべて	1号	—
4	乙第4号証	1～4	受付印（監督署名及び日付部分を除く。）	1号, 2号イ, 6号柱書き	—
5	乙第5号証	1	受付印（監督署名及び日付部分を除く。）	1号, 2号イ, 6号柱書き	—
6	乙第6号証	1	受付印（監督署名及び日付部分を除く。）	1号, 2号イ, 6号柱書き	—
7	乙第7号証	1	受付印（監督署名及び日付部分を除く。）	1号, 2号イ, 6号柱書き	—
8	乙第8号証	1	欄外決裁枠の様式部分, 5行目4文字目ないし11文字目	1号	—
9	乙第9号証	1	欄外決裁枠の様式部分, 3行目4文字目ないし11文字目, 受付印（監督署名及び日付部分を除く。）	1号	—
10	乙第10号証	1	欄外決裁枠の様式部分, 4行目4文字目ないし11文字目	1号	—

1 1	乙第 1 1 号証	1 ~ 8	1 頁欄外決裁枠の様式部分, 3 行目 4 文字目ないし 1 1 文字目, 1 頁目ないし 8 頁目の受付印 (監督署名及び日付部分を除く。)	1 号, 4 号	—
1 2	乙第 1 2 号証	1	欄外決裁枠の様式部分, 4 行目 4 文字目ないし 1 1 文字目	1 号	—
1 3	乙第 1 3 号証	1	受付印 (監督署名及び日付部分を除く。)	1 号	—
1 4	乙第 1 4 号証	1	—	1 号, 4 号	—
1 5	乙第 1 5 号証	1	受付印 (監督署名及び日付部分を除く。)	1 号, 2 号イ, 6 号柱書き	—
1 6	乙第 1 6 号証	1	受付印 (監督署名及び日付部分を除く。)	1 号, 2 号イ, 6 号柱書き	—
1 7	乙第 1 7 号証	1 ~ 3	1 頁目ないし 3 頁目の受付印 (監督署名及び日付部分を除く。)	1 号	—
1 8	乙第 1 8 号証	1	受付印 (監督署名及び日付部分を除く。)	1 号	—
1 9	乙第 1 9 号証	1	受付印 (監督署名及び日付部分を除く。)	1 号	—
2 0	乙第 2 0 号証	1	欄外決裁枠の様式部分, 枠内 4 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目	1 号	—
2 1	乙第 2 1 号証	1 ~ 2	1 頁目及び 2 頁目の受付印 (監督署名及び日付部分を除く。), 1 頁 4 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目	1 号, 2 号イ, 6 号柱書き	—
2 2	乙第 2 2 号証	1 ~ 4	1 頁目ないし 4 頁目の受付印 (監督署名及び日付部分を除く。), 1 頁 4 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目	1 号, 2 号イ, 6 号柱書き	—
2 3	乙第 2 3 号証	1	欄外決裁枠の様式部分, 4	1 号, 6 号	—

	号証		行目 4 文字目ないし 1 1 文字目	柱書き	
2 4	乙第 2 4 号証	1	欄外決裁枠の様式部分，受付印（監督署名及び日付部分を除く。）	1 号， 6 号 柱書き	—
2 5	特定個人に係る請求事件と題する文書	1	4 行目 1 3 文字目ないし 2 0 文字目， 6 行目 1 文字目ないし 2 文字目， 1 2 行目 1 文字目ないし 2 文字目， 2 4 行目 1 文字目ないし 2 文字目， 頁番号	1 号， 2 号 イ， 6 号柱 書き	—
		2	1 行目 1 文字目ないし 2 文字目， 2 3 行目 1 文字目ないし 2 文字目， 2 6 行目 1 文字目ないし 2 文字目， 2 9 行目 2 9 文字目ないし 3 3 文字目・ 3 1 行目 4 文字目ないし 8 文字目， 頁番号		—
		3	1 行目 2 4 文字目ないし 2 8 文字目， 2 行目 2 6 文字目ないし 3 0 文字目， 3 行目 2 6 文字目ないし 3 0 文字目， 5 行目 5 文字目ないし 9 文字目， 7 行目 5 文字目ないし 9 文字目， 1 0 行目 2 4 文字目ないし 2 8 文字目， 1 2 行目 2 5 文字目ないし 2 9 文字目， 1 4 行目 2 4 文字目ないし 2 8 文字目， 1 6 行目 2 5 文字目ないし 2 9 文字目， 1 8 行目 1 8 文字目ないし 2 2 文字目， 2 0 行目 1 6 文字目ないし 2 0 文字目， 2 1 行目 2 4 文字目ないし 2 8 文字目， 2 2 行目 2 0 文字目ないし 2 4 文字目， 2 3 行		—

			目 1 8 文字目ないし 2 2 文字目, 2 4 行目 2 4 文字目ないし 2 8 文字目, 2 5 行目 2 6 文字目ないし 3 0 文字目, 2 6 行目 2 5 文字目ないし 2 9 文字目, 2 9 行目 1 4 文字目ないし 1 8 文字目, 3 1 行目 1 5 文字目ないし 1 9 文字目, 3 3 行目 1 3 文字目ないし 1 7 文字目, 3 6 行目 4 文字目ないし 8 文字目, 頁番号	
		4	2 行目 5 文字目ないし 9 文字目, 5 行目 1 1 文字目ないし 1 5 文字目, 7 行目 1 4 文字目ないし 1 8 文字目, 9 行目 1 5 文字目ないし 1 9 文字目, 1 1 行目 1 5 文字目ないし 1 9 文字目, 1 2 行目 2 6 文字目ないし 3 0 文字目, 1 4 行目 7 文字目ないし 1 1 文字目, 1 6 行目 1 1 文字目ないし 1 5 文字目, 1 7 行目 2 8 文字目ないし 3 2 文字目, 1 8 行目 2 6 文字目ないし 3 0 文字目, 1 9 行目 2 6 文字目ないし 3 0 文字目, 2 0 行目 2 8 文字目ないし 3 2 文字目, 2 1 行目 2 0 文字目ないし 2 4 文字目, 2 2 行目 1 文字目ないし 2 文字目, 頁番号	—
		5	1 行目 1 7 文字目ないし 2 4 文字目, 9 行目 1 6 文字目ないし 2 5 文字目, 頁番号	—

		6	2 5 行目 2 文字目ないし 9 文字目, 3 6 行目, 頁番号		—
		7	1 1 行目 3 3 文字目ないし 1 2 行目, 頁番号		—
		8	1 行目 1 8 文字目ないし 2 6 文字目, 1 5 行目 8 文字目ないし 1 6 文字目, 2 8 行目 2 0 文字目ないし 2 7 文字目, 3 4 行目 1 9 文字目ないし 3 0 文字目, 頁番号		—
		9	頁番号		—
		1 0	2 7 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 頁番号		—
		1 1	1 6 行目 2 3 文字目ないし 3 2 文字目, 3 1 行目 3 0 文字目ないし 3 2 行目 8 文字目, 1 9 文字目ないし 2 9 文字目, 3 4 行目 1 8 文字目ないし 2 6 文字目, 頁番号		—
		1 2	5 行目 1 3 文字目ないし 2 1 文字目, 頁番号		—
2 6	丙第 1 号 証	1	契印の印影	1 号	—
		2	1 行目, 2 行目 2 2 文字目ないし 2 6 文字目, 5 行目 8 文字目, 1 2 行目, 2 2 行目		—
		3	1 行目, 5 行目, 8 行目, 1 3 行目, 1 7 行目		—
		4	1 行目, 4 行目, 8 行目, 1 4 行目, 1 7 行目		—
2 7	丙第 2 号	1	契印の印影	1 号	—

	証	2	1行目, 2行目22文字目 ないし26文字目, 5行目 8文字目, 12行目, 22 行目		—
		3	1行目, 5行目, 8行目, 13行目, 17行目		—
		4	1行目, 4行目, 8行目, 14行目, 17行目		—
28	丙第3号 証	1	契印の印影	1号	—
29	丙第4号 証	1	契印の印影	1号	—
		2	1行目, 4行目8文字目, 11行目, 21行目		—
		3	1行目, 5行目, 8行目, 13行目, 17行目		—
		4	1行目, 4行目, 8行目, 10行目, 14行目, 18 行目		—
		5	1行目, 7行目, 10行目		—
30	丙第5号 証	1	10行目1文字目ないし5 文字目, 21行目1文字目 ないし5文字目, 左側受付 印(労働局, 審査官, 日 付, 発番部分除く), 右側 受付印(労働局及び日付部 分除く)	1号	左側受付 印の労働 局, 審査 官, 発番 部分, 右 側受付印 の労働局 部分
31	丙第6号 証	1	契印の印影, 12行目	1号	—
		2	3行目, 4行目22文字目 ないし26文字目, 7行目 3文字目, 11行目, 13 行目, 16行目		—
		3	1行目, 5行目, 8行目, 14行目		—
32	丙第7号 証	1	契印の印影, 12行目	1号	—

33	丙第8号証	1	受付印（労働局，審査官，日付，発番部分除く）	1号，2号イ，6号柱書き	受付印の労働局，審査官，発番部分
34	丙第9号証	1～4	1頁受付印（労働局，審査官，日付，発番部分除く）	1号，2号イ，6号柱書き	受付印の労働局，審査官，発番部分
35	丙第10号証	1	受付印（労働局，審査官，日付，発番部分除く）	1号	受付印の労働局，審査官，発番部分
36	丙第11号証	1	様式部分すべて，2行目1文字目ないし2文字目，3行目1文字目ないし2文字目，4行目1文字目ないし2文字目，5行目1文字目ないし4文字目，6行目1文字目ないし4文字目，11行目2文字目，13行目1文字目ないし2文字目，14行目1文字目ないし2文字目，17行目1文字目ないし2文字目	1号，6号柱書き	—
37	丙第12号証	1	受付印（労働局，審査官，日付，発番部分除く）	1号	受付印の労働局，審査官，発番部分

※当審査会事務局において，別表の誤記を修正し，記載方法を整理した。